

保護者 各位

千葉県子ども未来局
子ども未来部幼保運営課長

公立保育所における一時預かり事業（定期利用）の延長料金の取り扱いについて

平素より、本市保育行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

公立保育所における令和3年度以降の一時預かり事業（定期利用）の延長保育料の取り扱いについて、以下のとおりお知らせいたします。

1 令和3年度以降の一時預かり事業定期利用 延長保育料

(区分) (時間)	月額	突発的な延長保育利用 (月1回まで)	災害・電車遅延による迎えの遅れ (回数制限なし)
	1時間		
3歳以上	1,900円	1,000円	—
3歳未満	3,000円	1,500円	(徴収免除)

2 令和3年度以降の変更点

(1) 電車の遅延により、事前の申し込みなく、延長保育を利用した場合

(変更前) 理由を問わず、お迎えが遅れた場合は料金を徴収

(変更後) 令和3年4月から、電車の遅延による遅れに限り、料金を徴収しないこととします。

※電車（JR以外も含む）の遅延の場合は、お手持ちの携帯電話等で電車遅延の事実が確認できる画面（遅延証明書に限らない）を必ず表示させ、各園の職員に提示下さい（事前の電話連絡をお願いします）。

(2) 電車の遅延以外の理由で、事前の申込みなく、延長保育を利用した場合（突発的な延長保育利用）

(変更前) 月に1日のみの利用であっても月額料金を徴収

(変更後) 令和3年4月から、月に1日までの利用の場合の延長保育料を新たに設定します。

※延長保育料は、月に1日までの利用の場合は、3歳以上：1,000円 3歳未満児：1,500円です。

(別途書類の提出が必要。月に2回以上利用する場合は月額料金。)

※基本的には前月末までに申し込みを行い、月単位で利用・料金を徴収するという取り扱いに変更はありません。

※あくまで、事前に申し込みはしていなかったが、（電車の遅延以外の）やむを得ない理由で1回に限り、延長保育を利用した方向けの料金設定である点にご留意下さい。

(3) お迎えの遅れに係る判断基準について

ア どの時点を以て「お迎えに来た時間」となるか

従前は「帰り支度が終わり園を出た時間」としていましたが、客観性の確保の観点から、「荷物をまとめ、子どもと一緒に「帰ります」と職員のところに来た時間」で統一させていただきます。

イ 1分でも遅れた場合は料金を支払うのか

原則1分でも遅れた場合は料金が発生することとなります。